

兵庫県公報

令和6年10月18日 金曜日 第559号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（地域福祉課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	2
○ 緊急防災工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	3
○ 保安林の指定予定（治山課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	4
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
病院局公告	
○ 入札公告	9
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	11
公安委員会規則	
○ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則	12

公布された法令のあらまし

◎銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則（兵庫県公安委員会規則第11号）
銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第964号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和6年10月18日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服 部 洋 平

指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所えびすの郷	三木市大塚206—6	社会福祉法人一陽会	三木市大塚206—6	令和6年10月1日
医療法人社団啓節会しんこうデンタルクリニック	加古川市米田町平津427—2	医療法人社団啓節会	高砂市神爪1—2—12	同 年7月1日



兵庫県告示第965号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

令和6年10月18日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
ロジケア訪問看護ステーション	芦屋市大原町4—10	株式会社ロジケア	芦屋市大原町4—10	所在地
同上	同上	同上	同上	事業所名称
アイン薬局加古川中央店	加古川市加古川町寺家町12番地	株式会社アインファーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条2—4—30	同上
訪問介護サービスてん	同 市尾上町旭2—90サンハイツ尾上202号	株式会社TEN	加古川市尾上町旭2—90サンハイツ尾上202号	所在地
聖隷デイサービスセンターあゆむ	宝塚市逆瀬台6—1—2	社会福祉法人聖隷福祉事業団	静岡県浜松市中央区元城町218—26	事業所名称
同上	同上	同上	同上	所在地
訪問介護センターひなたぼっこ	三田市相生町1—43	株式会社コラボネット	三田市相生町3—1	同上
訪問看護ステーションやわらぎ	同 市南が丘1—2—6 101号	株式会社ゆかり	同 市南が丘1—2—6 101号	同上
ひめじほほえみ訪問看護ステーション	加西市北条町横尾472—1	株式会社アイ・ティ—スリー	姫路市栗山町149	事業所名称
医療法人社団兵庫青山会 青山ファミリークリニック	宍粟市山崎町金谷96—1	医療法人社団兵庫青山会	小野市粟生1778—2	同上

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
朝来市社会福祉協議会デイサービスセンターかしのき園	朝来市和田山町宮田187-4	社会福祉法人朝来市社会福祉協議会	朝来市新井73-1

3 休止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
株式会社若人の広場介護サービス訪問介護事業所	南あわじ市福良甲512-3	株式会社若人の広場介護サービス	南あわじ市福良甲512-3



兵庫県告示第966号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和6年10月3日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和6年10月18日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部洋平

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	室池地区	令和6年10月18日から 同年11月7日まで	猪名川町役場



兵庫県告示第967号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年10月18日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部洋平

1 保安林予定森林の所在場所

宍粟市山崎町中野字一ノ久保402の1から402の4まで、山崎町東下野字井口91の10から91の18まで、91の20

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字一ノ久保402の2から402の4まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字井口91の10から91の12まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第968号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年10月18日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市山崎町上ノ字サコ垣内409の1、409の2、410、410の1、411の12、411の14(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字サコ垣内409の1、409の2、410、410の1、411の12、411の14(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第969号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和6年10月18日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 施行者の名称
伊丹市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3.4.82号 山田伊丹線
- 3 事業施行期間
平成30年8月24日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
なし

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年10月18日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 生鮮&業務スーパーボトルワールドOK今津店
 所在地 西宮市今津社前町8-35
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
神戸相互タクシー株式会社	西宮市津門大塚町7番7号	平尾 文一
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
コープ西宮南
 - イ 変更後
生鮮&業務スーパーボトルワールドOK今津店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号	浅田 克己
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社桶谷ホールディングス	奈良県吉野郡吉野町新子317番地	桶谷 晃弘
株式会社セカンドストリート	名古屋市中区富士見町8番8号OMCビル	今泉 有道
- 4 変更年月日
令和4年5月26日
- 5 届出年月日
令和6年9月30日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
令和6年10月18日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和7年2月18日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年10月18日

兵庫県知事職務代理人

兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イオンタウン高砂  
所在地 高砂市梅井五丁目57-14ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
三井住友トラスト・パナソニック 東京都港区芝浦一丁目2番3号 濱野 敬一  
ファイナンス株式会社
- 3 変更事項  
大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前  
名称 住所 代表者の氏名  
三井住友トラスト・パナソニック 東京都港区芝浦一丁目2番3号 西野 敏哉  
ファイナンス株式会社
  - (2) 変更後  
名称 住所 代表者の氏名  
三井住友トラスト・パナソニック 東京都港区芝浦一丁目2番3号 濱野 敬一  
ファイナンス株式会社
- 4 変更年月日  
令和6年4月1日
- 5 届出年月日  
令和6年9月24日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和6年10月18日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和7年2月18日
  - (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年10月18日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 マックスバリュ新宮店
 所在地 たつの市新宮町井野原字上向川原889番
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 氏名 住所
 牛建克彦 たつの市新宮町井野原713番地1
- 3 変更事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
 - (2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口普
- 4 変更年月日
 令和6年3月1日
- 5 届出年月日
 令和6年9月17日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
 令和6年10月18日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 令和7年2月18日
 - (2) 提出先
 兵庫県まちづくり部都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年10月18日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 グンゼタウンセンターつかしん
 所在地 尼崎市塚口本町四丁目320-1ほか

- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
グンゼ開発株式会社	尼崎市塚口本町四丁目8番1号	熊田 誠
- 3 変更事項
 駐輪場の位置（縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
- 4 変更年月日
 令和6年10月3日
- 5 届出年月日
 令和6年10月2日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 (1) 縦覧場所
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 (2) 縦覧期間
 令和6年10月18日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 (1) 提出期限
 令和7年2月18日
 (2) 提出先
 兵庫県まちづくり部都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年10月18日

兵庫県知事職務代理者
 兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 生鮮&業務スーパーボトルワールドOK今津店
 所在地 西宮市今津社前町8-35
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
神戸相互タクシー株式会社	西宮市津門大塚町7番7号	平尾 文一
- 3 変更事項
 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 (1) 変更前
 午前7時から午後6時まで
 (2) 変更後
 午前6時から午後10時まで
- 4 変更年月日
 令和6年10月1日
- 5 届出年月日
 令和6年9月30日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年10月18日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年2月18日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

病院局公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年10月18日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

EDR、MDR等 二式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和7年3月31日(月)

(4) 納入場所

兵庫県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2-17-77

兵庫県立こども病院 神戸市中央区港島南町1-6-7

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 入札説明書で定める仕様書の内容を履行する能力があることを証明できる者であること。

(6) 導入するシステムに係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県病院局経営課業務班

電話 (078) 341-7711 内線3450

E-mail:Daisuke_Abe@pref.hyogo.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間

令和6年10月18日(金)から同年11月6日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日)を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和6年11月27日(水) 午前10時00分 兵庫県庁1号館1階入札室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和6年11月26日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年11月25日(月)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を令和6年11月6日(水)午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日まであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. SUGIMURA, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

EDR and MDR etc, 2 set

(3) Delivery period:

Mar. 31, 2025

(4) Delivery place:

①Hyogo Prefectural Amagasaki General Medical Center

②Hyogo prefectural Kobe children's hospital

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 Nov. 6, 2024

(6) Deadline for tender:

17:00 Nov. 26, 2024 by mail

10:00 Nov. 27, 2024 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 3450

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第61号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定した内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年10月18日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永田秀一

1 病院及び介護老人保健施設の表たつの市の項中

「

信原病院

同 市揖西町土師720

を
「

信原クリニック

同 市揖西町土師720

に改める。

公安委員会規則

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月18日

兵庫県公安委員会
委員長 澤田 隆

兵庫県公安委員会規則第11号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年兵庫県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「第8条第3号」を「第11条第3号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。